



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

平成27年度保健福祉システム部会業務報告会

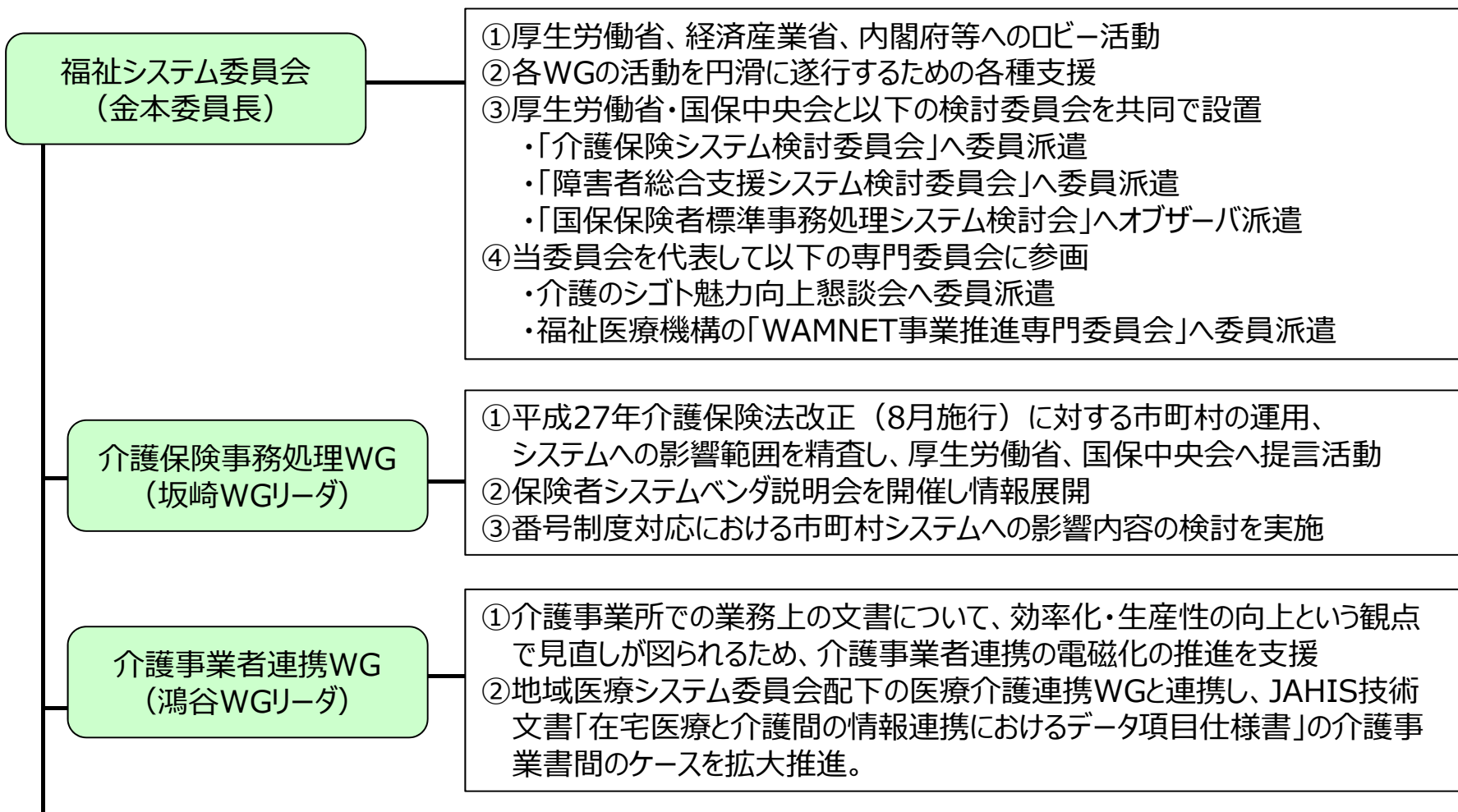
介護・福祉・国保の制度改革について

平成28年2月15日
福祉システム委員会
委員長 金本 昭彦

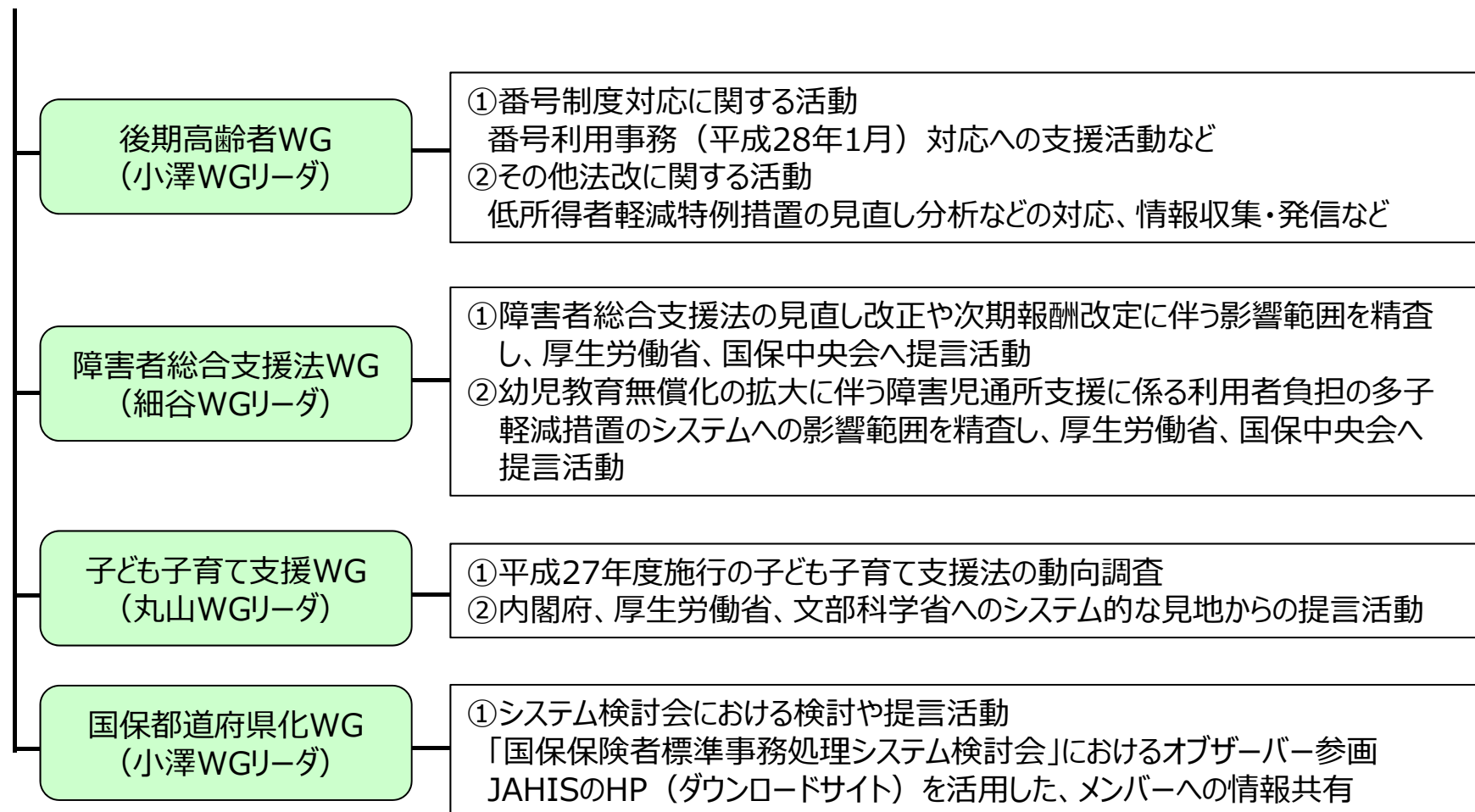
目 次

1. 福祉システム委員会 活動報告
2. 介護保険制度改正への取組み
3. 介護事業者連携への取組み
4. 後期高齢者医療制度への取組み
5. 障害者総合支援法改正への取組み
6. 子ども子育て支援法施行への取組み
7. 国保の都道府県化への取組み

1. 福祉システム委員会 活動報告(平成27年度事業計画実績)



1. 福祉システム委員会 活動報告(平成27年度事業計画実績)



2. 介護保険制度改正・番号制度対応への取組み



介護保険制度見直しおよび番号法を受け活動を実施

平成27年度主な活動内容

平成27年介護保険制度改正に関する厚労省、国保中央会と各種議論、提言を実施

番号制度対応に向けた各種情報連携に関する厚労省との議論、確認を実施

- 介護制度改正については、主に平成27年8月より施行された、負担割合の変更、高額サービス費の上限額変更に関する案件および平成28年度より施行される地域密着型通所介護の創設、補足給付の非課税年金勘案の事務に関する議論等を実施
- 番号制度対応については、自治体中間サーバ接続のデータ標準レイアウトの見直しや広域保険者における自治体中間サーバ接続の考え方、在るべき姿に関する議論を実施

2. 介護保険制度改正・番号制度対応への取組み



介護保険制度見直しおよび番号法を受け活動を実施

平成28年度主な活動目標(平成27年度からの継続対応)

番号制度対応に向けた各種情報連携に関する厚労省、国保中央会との議論、確認を実施

- 副本登録・情報照会における中間サーバ接続仕様および平成28年7月から計画されている、総合運用テストについて厚生労働省との議論等を実施予定
※広域保険者にける扱い等についても同様に実施予定
- 国保連合会との個人番号連携に関するシステム仕様および平成28年12月から計画されている国保連合会システムとの連携試験について国保中央会との議論等を実施予定
- その他各種関連事項について検討が必要な内容、必要となる期間等の提言等を予定

2. 介護保険制度改革・番号制度対応への取組み

● 介護保険システム検討委員会

主催者：厚生労働省

各システムの標準化の支援

- ・サービスコード担当
- ・事務処理コンサルタント担当
- ・市町村システム担当
- ・都道府県システム担当
- ・事業所システム担当

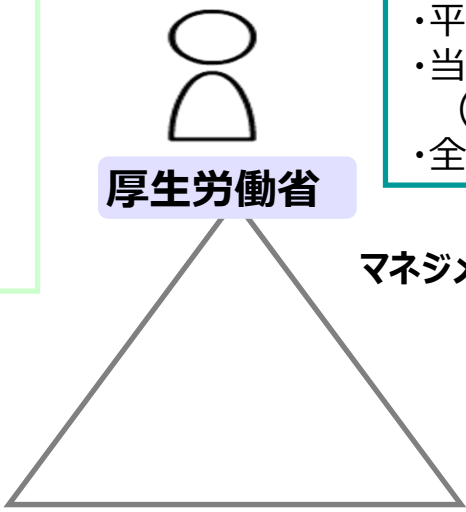
合計10名選出

制度改革の概要説明・全体統括

- ・平成27年度制度改革の概要説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

支援

JAHIS 代表



国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・審査支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・伝送ソフト 等

2. 介護保険制度改正・番号制度対応への取組み



介護保険制度改正および番号制度対応スケジュール（JAHIS想定案）

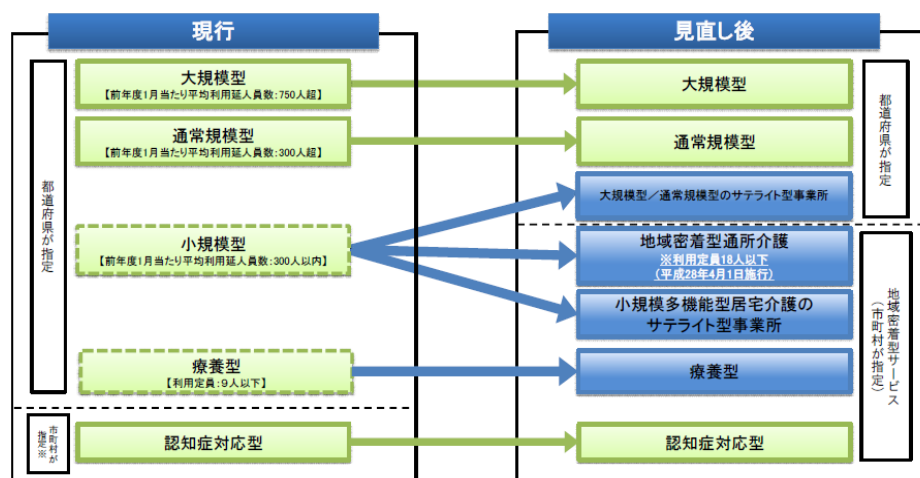
		平成28年度（2016年）		平成29年度（2017年）		平成30年度（2018年）	
		4	10	4	10	4	10
主なイベント	国	☆地域密着型通所介護創設 ☆補足的給付における 非課税年金の資産勘案		☆消費税改正（10%） ☆番号連携開始 （国の機関間）		☆介護保険平成30年度改正 （第7期事業計画）	
	市町村	予防給付→総合事業への移行					
		番号運用テスト	番号運用テスト（総合運用テスト）				
	JAHIS活動	平成28年度施行分に関する継続検討参画		平成30年度施行分に関する検討参画			
		番号制度対応に向けた検討					

JAHIS 平成28年度 介護保険制度の改正(施行)案件

4月施行

地域密着型通所介護の創設

増加する小規模通所介護の事業所について、市町村が管轄する地域密着型サービスへ移行されます。



- 現在、都道府県が指定を行う「小規模型」が市町村指定となる「地域密着通所介護」および「小規模多機能型居宅介護のサテライト型」に移行されます
- 同様に「療養型」についても、市町村指定に移行されます

8月施行

補足給付の非課税年金勘案

補足給付の受給要件のうち、利用者負担第2段階と第3段階を区分する年金収入等において、非課税年金の所得勘案が必要となります。

- 食費・部屋代の負担軽減対象の判定において「非課税年金額」を含めた所得要件の判定を行います
- 判定に用いる「非課税年金額」は、日本年金機構より新たな連携 I / F にて介護保険者に通知されます

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(1/2)

1. 厚生労働省との連携

厚生労働省の「在宅医療と介護の連携における情報システム利用に関するガイドライン検討委員会」、「介護のシゴト魅力向上懇談会」の介護事業所における文書量の半減への寄与を図る。

介護事業所での業務上の文書について電磁的記録が認められている書類への文書の保存方法や、利用者の押印を見直すガイドラインが作成される予定。

→ これを受けて、介護事業者連携の電磁化を推進していく。

2. 医療介護連携WGとの連携（多職種連携WGへの参画）

医療介護連携WGとの連携よりJAHIS技術文書「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」の介護事業書間のケースを拡大推進。

主に、居宅介護支援事業者－介護サービス事業所の標準化を重点項目とする。

→ 2017年5月JAHIS技術文書 策定予定

3. 介護事業者連携への取組み



今後の活動指針について(2/2)

3. 標準化への具体的な取組み

「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書」をインプット資料とする。

介護事業者間への
検討シーンの拡大
要インターフェースの検討

インターフェース
定義数の確定

各インターフェース項目の
確定

平成28年度成果物予定


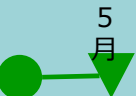


介護事業者間の
情報連携における
データ項目仕様書

● 検討シーン (予定)

- ・居宅支援事業者
⇔介護サービス事業所



今後のスケジュール(JAHIS想定案)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
■ 国の主なイベント	☆介護のシゴト魅力向上 (介護事業所における文書両の半減検討) ☆ ICTを活用したペーパーレス化の 取組に係るモデル事業		☆介護保険平成30年度改正 (第7期事業計画) 医療等 I D の運用開始 (オンライン資格確認等)
■ 介護事業者間における連携内容のインターフェイス仕様書			
■ J A H I S 内技術文書化			
■ 厚生労働省 老健局への働きかけ 情報公開			インタフェース公開
■ 連携開始			

4. 後期高齢者医療制度への取組み



番号制度対応に関する活動

1. 活動概要

平成28年1月から始まった番号制度の利用開始に向け、厚労省・国保中央会と協力しながら① I F 調整や②運用検討を実施し、これらの情報をWG（勉強会）やメールで情報共有を行った。またリーダー・サブリーダー企業を中心に広域連合側システムの番号制度対応の先行評価を支援し、新しい制度の稼働が大過なく実施されることに貢献した。

2. 今後の取組み

平成29年7月より予定されている番号制度の情報連携（市町村）開始に向け、厚生労働省、国民健康保険中央会と連携を図りながら広域連合と市町村における諸課題解決に向け、IT開発ベンダの立場から積極的な提言を継続しておこなう。



その他法改正に関する活動

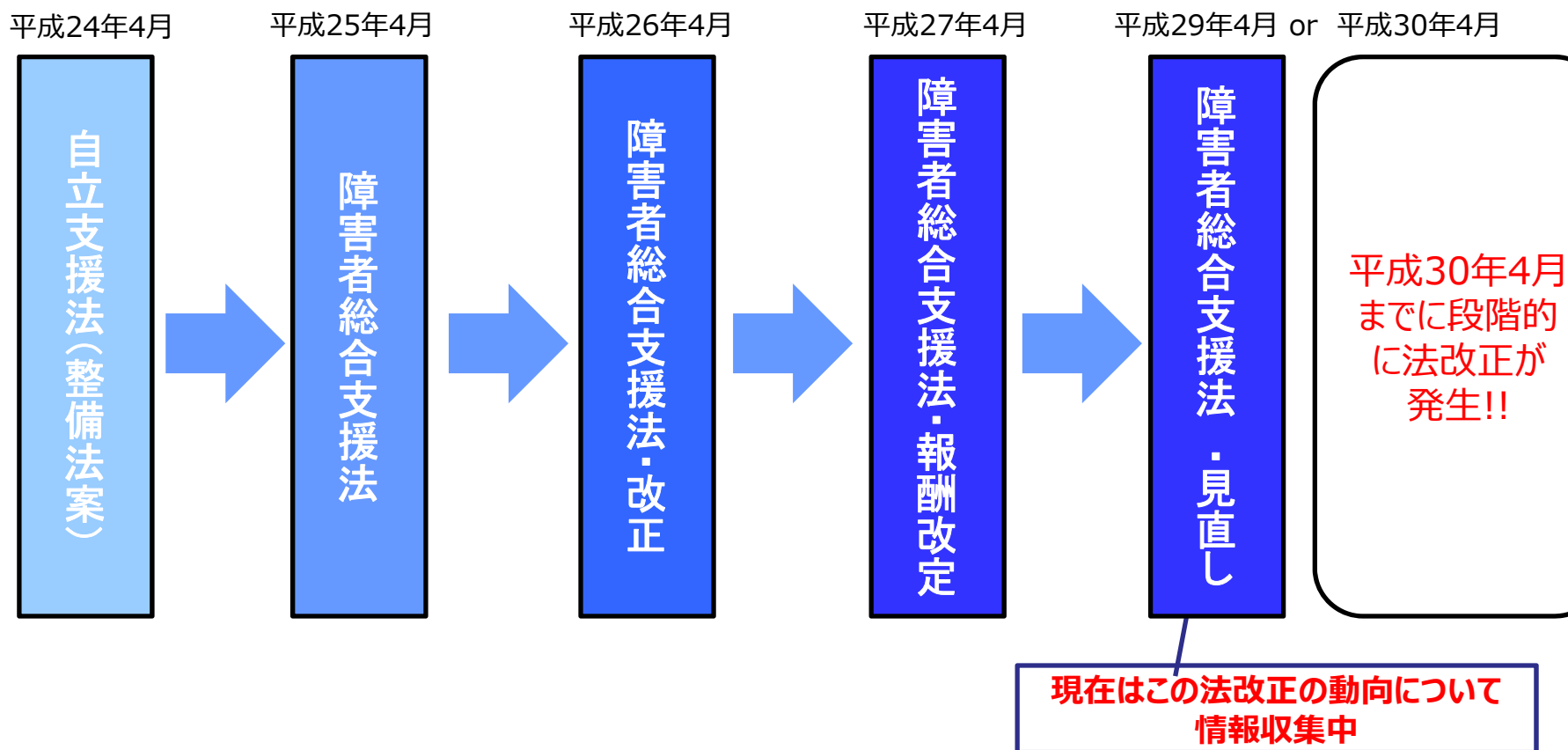
1. 活動概要

低所得者の軽減特例措置の見直し、元被扶養者の軽減特例措置の縮小・廃止が、平成29年4月から平成30年4月にかけて段階的に実施される予定であるが、これらについての市町村側システムの影響分析支援をリーダー企業にて、厚労省・国保中央会に対し実施した。また、厚労省が都道府県・市町村に発信した関連情報を、メンバー間で情報共有した。

5. 障害者総合支援法改正への取組み



平成25年4月1日より「障害者総合支援法」が施行



5. 平成27年度法施行を終え、次はマイナンバー対応。そして後続の制度改正も！

平成28年度前半はマイナンバーにおける団体内連携テスト他、各種テスト一色、平成29年4月まで目を向けると抜本改正（予定）への準備など、大きなイベントを控える一年となりそうです。

	平成28年度（2016年）	平成29年度（2017年）	平成30年度（2018年）
国動向	平成28年4月 行政不服審査法改正施行	平成29年4月 総合支援法抜本改正？ 平成29年4月 消費税10%（予定） 平成29年7月 番号利用開始	平成30年4月 総合支援法抜本改正？ 平成30年4月 自立支援給付報酬改定

国動向	主な施行内容（見込み）
平成28年4月 行政不服審査法改正施行	各種帳票における教示文の見直し
平成28年4月 自立支援地域区分見直し	毎年度実施される児童通所における地域区分の段階見直し
平成28年7月 番号制度総合テスト開始	団体内テスト後の番号制度における総合テスト開始
平成29年4月？ 総合支援法抜本改正	総合支援法自体の抜本見直し？（平成30年4月？）
平成29年4月～（予定） 消費税10%	消費税10%対応

•5. 行政不服審査法関連3法について

平成27年11月26日発出の「行政不服審査法施行令」を受け



平成28年4月1日に施行されることが確定

行政不服審査法

- 不服申立ての手続きを「審査請求」に一元化
- 審査請求をすることができる期間を3ヶ月に延長

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

- 行政不服審査法改正を受け関係法案の見直し

•5. 平成30年度まで、児童通所分の地域区分の見直しが継続！



平成27年2月4日発出の事務連絡により、児童通所の地域区分は平成30年度完全施行に向けて、段階的に引上げが実施

地域区分見直し概要

平成26年度：8区分
平成27年度：15区分
平成28年度～平成29年度：不明
平成30年度：8区分

と上記の流れを経て変更されます。

平成28年度分の地域区分については現時点で不確定です

5. 障害児多子軽減確定について



幼児教育無償化拡大について ～多子軽減措置に影響あり?～

現 行

1人目の児童が小学校入学前ならば**2人目利用負担半額、3人目以降利用負担無償**という軽減措置となっている。

※1人目の児童が小学校に入学した時点で2人目は全額負担、3人目は半額と移行する

改正後（想定）

年収360万円以下の世帯に限り、第1子の学年を問わずに負担軽減の対象とする。

※第1子の学年に関わらず、第2子の未就学児は利用負担半額、第3子以降は利用負担無償と推測される

5. 障害者総合支援法・見直しに関する事項



平成27年12月14日の社会保障審議会 障害者部会（第79回）にて「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」議論を重ねた結果の報告がされております。

* 主な議論内容 *

- 常時介護を要する障害者等に対する支援について
- 障害者等の移動支援について
- 障害者の就労支援について
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について
- 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
- 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について
- 精神障害者に対する支援について
- 高齢の障害者に対する支援の在り方について
- 障害児支援について
- その他の障害福祉サービスの在り方等について

● 障害者総合支援給付支払等処理システム検討委員会
(略称:障害者システム検討委員会)

主催者：国保中央会

各システムの標準化の支援

- ・事務処理コンサルタント担当
 - ・市町村システム担当
 - ・都道府県システム担当
 - ・事業所システム担当
- 各2名ずつ 合計8名選出



JAHIS 代表

厚生労働省

マネジメント



国保中央会

法改正の概要説明・全体統括

- ・総合支援法の見直し改正の論点の説明
- ・当会議で決定した内容を全国へ情報展開
(事務連絡で発出)
- ・全体統括マネジメント作業

国保連合会システム担当

- ・全国の国保連合会支援
- ・支払等システム
- ・報酬マスタ関連
- ・請求簡易入力 等

6. 子ども子育て支援施策への取り組み

平成27年4月、子ども子育て支援法施行



➡ 施行直前まで続いた国からの情報開示内容への対応を行いつつも、概ね順調に制度運用が開始。

◆ 子ども子育て支援法の主なポイント

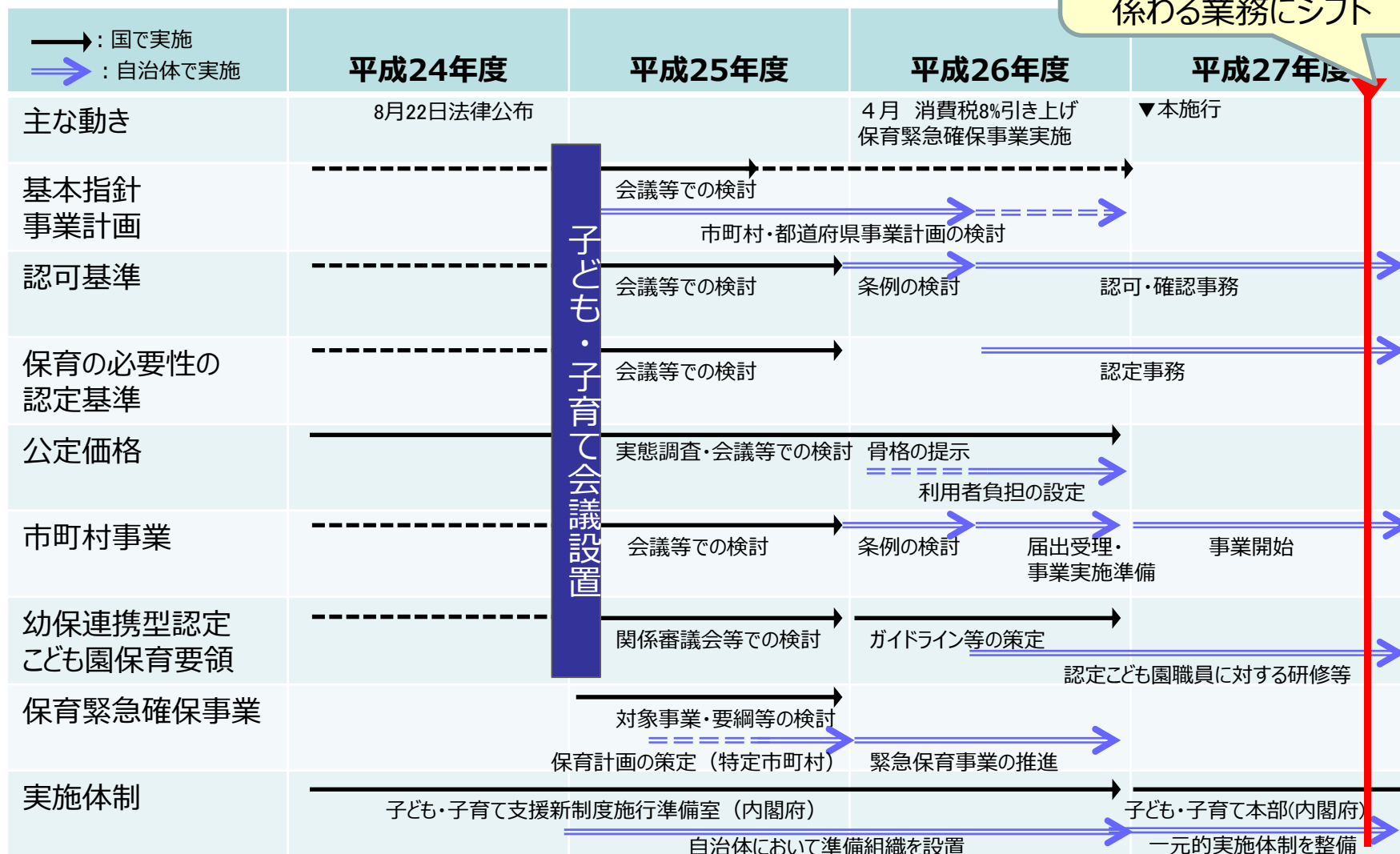
- (1) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- (2) 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等の給付（「地域型保育給付」）の創設
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

◆ 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

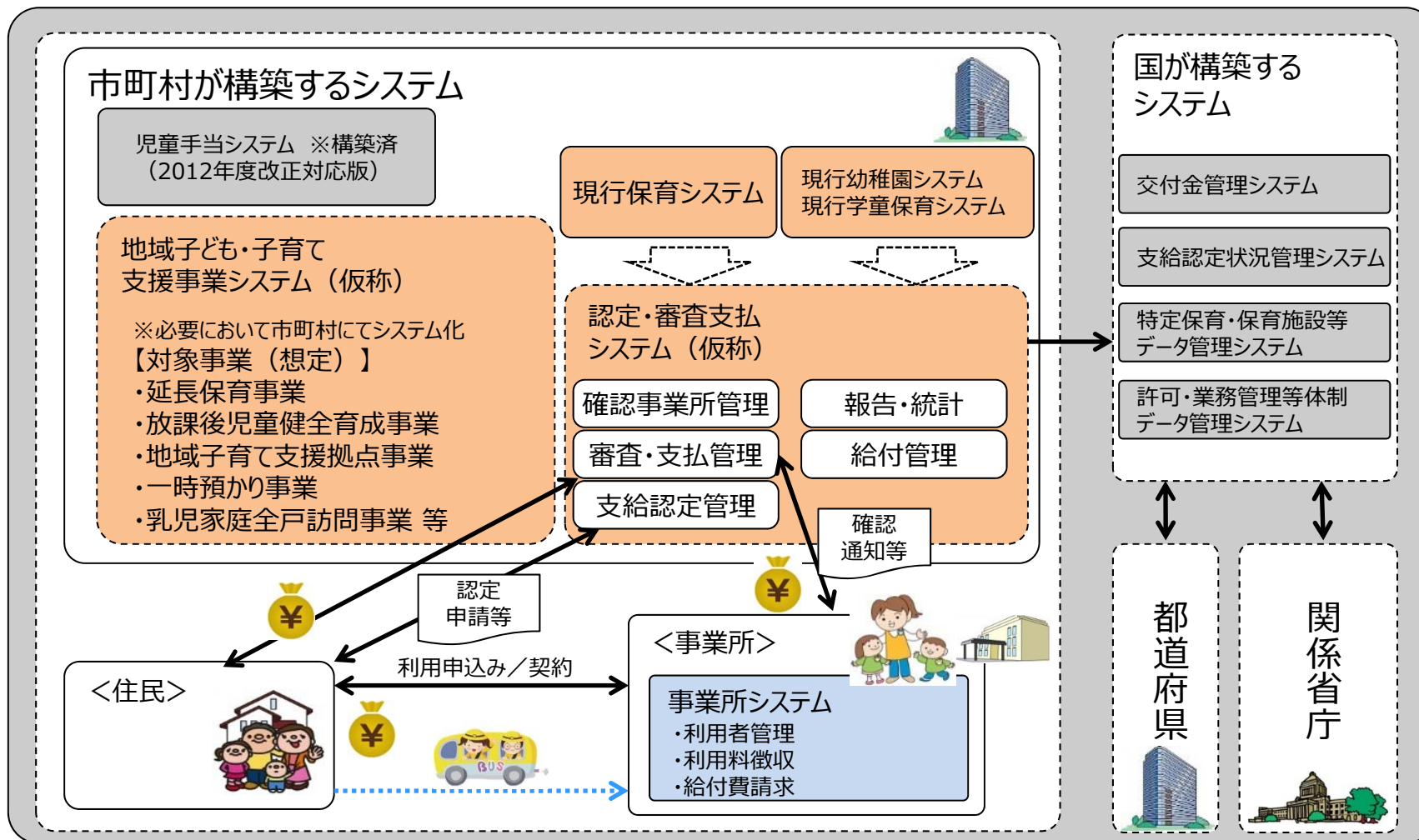
- (1) 基礎自治体（市町村）が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- (2) 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- (3) 政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

(ご参考) 子ども子育て支援法施行概略スケジュール

各自治体では次年度の
の保育所等の入所に
係わる業務にシフト



(ご参考) 子ども子育て支援新制度の全体イメージ





子ども子育て支援施策の今後の動向

1. 幼児教育無償化の対象範囲拡大

平成28年度より、子どもが3人以上いる年収約360万円未満の世帯は兄弟の年齢にかかわらず2人目は半額、3人目以降を無料とする方針。

【保育所】

未就学の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所を利用している場合、2人目は半額、3人目以降は無料

【幼稚園】

小学3年生以下の子どものうち、年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園を利用している場合、2人目は半額、3人目以降は無料

平成28年度から

【保育所】

現制度の条件(上記条件) +

●年収330万円以下の世帯は、第1子の学年に関係なく、第2子はすべて半額に、3人目以降は無料

【幼稚園】

現制度の条件(上記条件) +

●年収360万円以下の世帯は、第1子の学年に関係なく、第2子はすべて半額に、3人目以降は無料

2. 児童扶養手当の改正

経済的に厳しいひとり親家庭の自立を支援するため、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、総合的な取り組みを充実する中で、平成28年度より児童扶養手当の多子加算額を引き上げる。

本体: 42,000円

第二子加算: 5,000円

第三子以降加算: 3,000円

平成28年度から

本体: 42,000円

第二子加算: 10,000円(現行の倍)

第三子以降加算: 6,000円(現行の倍)

7. 国民健康保険都道府県化への取組み



システム検討会における検討や提言活動

1. 活動概要

「国保制度の事務処理に係るシステム関係実務研究会」について、平成26年11月からオブザーバーとしてリーダー・サブリーダーの3名にて対応していたが、平成27年5月に関連法案の成立を受けて「国保保険者標準事務処理システム検討会」となった後も引き続き対応し、システムベンダーとして専門的立場での提言活動を行った。会議は非公開であったが、厚労省・国保中央会と調整し、一部資料について、JAHISのHP（ダウンロードサイト）で情報公開（メンバー限定の情報共有）した。また、厚労省（国保中央会）の情報公開をメンバーに広報し、情報入手を公開と同時に実施できるように対応した。

2. 今後の取組み

平成28年度当初に、納付金算定システム、情報集約システムの機能要件や市町村国保システムとのインターフェースが定まり、公開が予定をされている。厚生労働省、国民健康保険中央会と連携を図りながら情報収集をおこない、IT開発ベンダの立場から積極的な提言（事前整合）をおこなう。また、納付金算定システムにおいては、簡易版への市町村との情報連携が平成28年度から開始される予定であるため、厚生労働省、国保中央会と連携を図りながら共通諸課題解決に向けての協力をおこなう。

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度見直しの背景

国民健康保険は、元々は被用者保険の加入対象とならない自営業者とその家族を主たる対象としていた医療保険制度ですが、昨今の経済情勢・就業形態の多様化・高齢化の進展など環境の変化により、非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める状況となっています。その結果、国民健康保険は「政管健保及び組合健保の加入者と比べて平均年齢が高く、所得水準が低い」と言え、他の医療保険制度に比べ、財政基盤の脆弱さが、問題視されていました。

これらの問題点を解消するための財政基盤強化の一環として平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし制度の安定化を図ることとなりました。これが国保都道府県化の背景になります。

具体的な都道府県と市町村の役割は次のとおりとなります。

(都道府県)

県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化・広域化等の促進を実施します。

(市町村)

地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理・保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。

後期高齢者医療制度における広域連合と市町村との関係をイメージしていただければ、わかりやすいと思います。
(実際には制度としては異なります)。

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



運営の在り方の見直しについて

国民健康保険の改革による制度の安定化(運営の在り方の見直し)

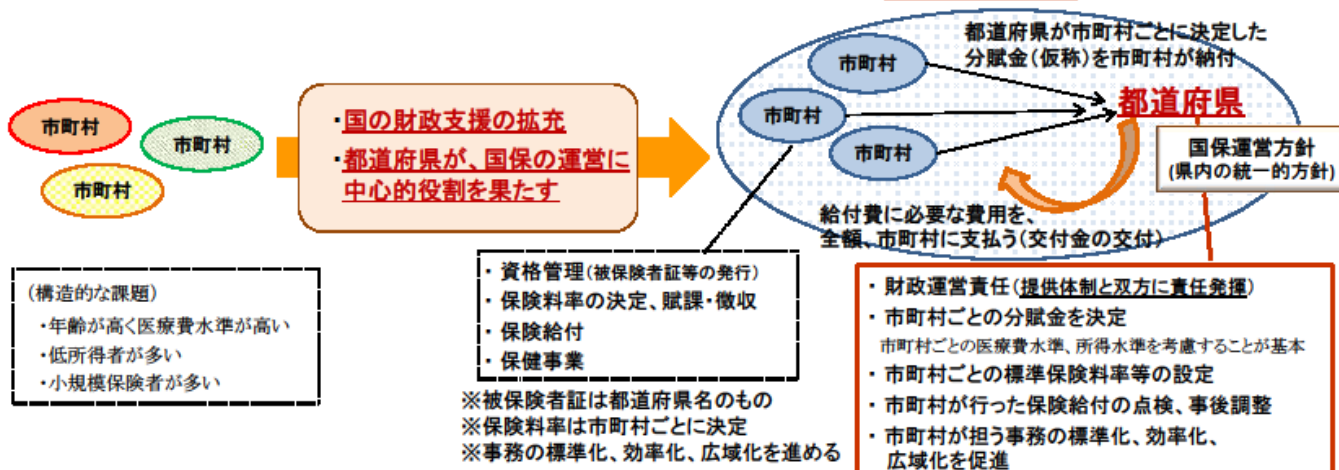
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



○詳細については、引き続き、地方との協議を進める

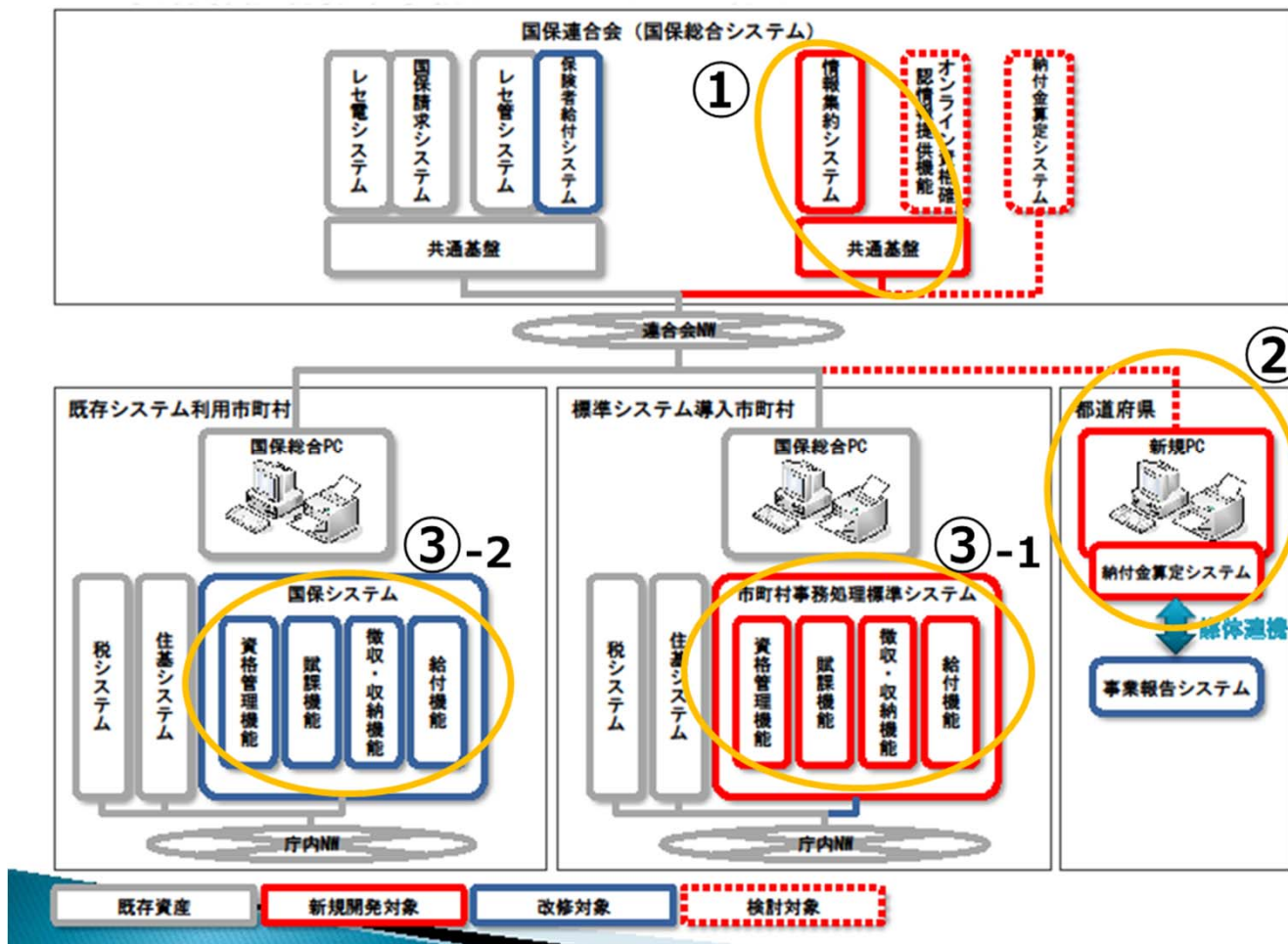
なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

6

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度運営のシステム全体イメージ



7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



制度運営のシステムについて

【制度を運営するためのシステム】

制度を運営するためのシステムは次の3つになります。

(都道府県用システム)

①国保情報集約システム

②国保事業費納付金等算定標準システム

(市町村用システム)

③国保システム(「市町村事務処理標準システム」または「既設国保システム」)

【システム概要】

①国保情報集約システム

県域(広域)で医療保険行政を実施するために、県域内の被保険者の資格情報や保険料納付情報や給付情報を連携するための情報集約基盤であり、都道府県に設置されます。

②国保事業費納付金等算定標準システム

市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率等の設定するために、算定(シミュレート)などを実施するシステムであり、都道府県に設置されます。

③国保システム

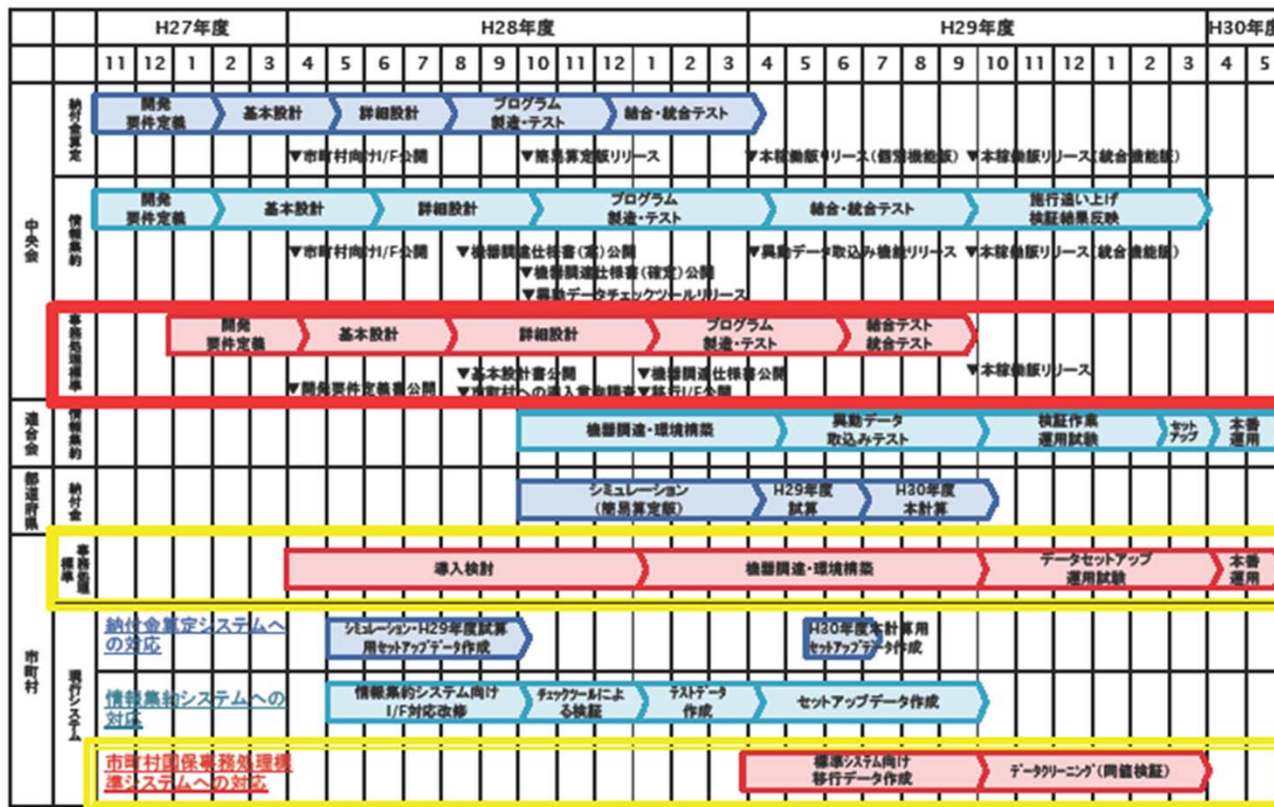
現在、市町村にて実施している国民健康保険システム同様、資格管理、保険料計算、給付管理を実施します(これまでの国民健康保険システムと大きく異なる部分としては同じ)。またあわせて①、②と情報連携(資格情報、保険料納付情報、給付情報など)を実施します。

この際、利用するシステムは、**国(国保中央会)にて開発し、利用希望した市町村に配布する「市町村事務処理標準システム」(③-1)と、既設国保システムを改修して対応(③-2)する2パターンとなります。**

7. 国民健康保険都道府県化への取組み(参考資料)



保険者事務処理標準開発スケジュールについて



赤枠の範囲が今回提案依頼するシステム、黄枠が導入市町村側のスケジュール

平成28年度以降も大きな制度改正が続きます・・・

平成30年度に向かって、**介護の大規模制度改正、
障害者の法施行後の見直し改正**が行われます。

国保の都道府県化や医療の番号制度（医療等ID）
の制度設計も始まっています。

『**番号制度（マイナンバー制度）**』も
市町村システムの住基や税、社会保障制度の
システム改修を終え
いよいよ最終のテスト工程に突入します。

引き続き、この分野の動向に注視をお願いします！！

ご清聴ありがとうございました